

令和3年 滑川町農業委員会 第12回総会 議事録					
召集月日	令和3年12月13日(月)				
開 会	令和3年12月20日(月) 午前9時30分				
閉 会	令和3年12月20日(月) 午前10時27分				
議 長	北堀高茂	代理議長		仮議長	
各 委 員 出 席 状 況					
農 業 委 員 (14名中 14名出席、 0名欠席)					
1	神田徳子	出席	8	西澤 泉	出席
2	吉田 昇	出席	9	赤沼 裕	出席
3	齋藤哲男	出席	10	金子修治	出席
4	北堀 高茂	出席	11	杉田京子	出席
5	高柳幸夫	出席	12	宮島正重	出席
6	田幡只夫	出席	13	金井 茂	出席
7	贅田基司	出席	14	井上 富子	出席
農地利用最適化推進委員 (9名中 9名出席、 0名欠席)					
下福田	小林幸夫	出席	伊古	能見義夫	出席
上福田	堀口幸男	出席	中尾・水房	石川光男	出席
山 田	贅田昭雄	出席	羽尾1	大塚幹雄	出席
土 塩	杉田美信	出席	羽尾2	須澤郁夫	出席
和泉・菅田	紫藤清司	出席			
参 与 者			書 記	鯨井丈晴	
議長は、出席委員が定数に達したので開会を宣言し、日程第1により 会議録署名委員及び会議書記を指名した。					
会議録署名委員	7番	贅田 基司	8番	西澤 泉	

第 12 回 総 会 審 議 議 案

日程第 1		議事録署名委員の指名
日程第 2	議案第 60 号	農地法第 3 条（委員会）について
日程第 3	議案第 61 号	農地法第 5 条（知事）について
日程第 4	議案第 62 号	買受適格証明（知事）について
日程第 5	議案第 63 号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について（利用権設定）
日程第 6	議案第 64 号	滑川町農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

顛 末

○開 会

事務局長 皆さん、おはようございます。定刻少し前ですが令和3年12月の農業委員会総会を始めさせて頂きたいと思います。欠席者の報告です。農業委員さん、農地利用最適化推進委員さん共に、全員出席ですので、宜しくお願い致します。最初に北堀会長よりご挨拶を頂きたいと思います。北堀会長、宜しくお願い致します。

会 長 委員の皆さん、おはようございます。第12回の総会にお忙しい中、ご出席頂きまして大変ありがとうございます。今年もあと10日程で終わりますが、皆様には、ご協力とご指導を頂きまして、無事にこの1年を終えることができました。この場を借りて、お礼申し上げます。コロナの方も8月頃には緊急事態宣言が発令され、一時はどうなる事か思いました。感染者が何万人にも増えてしまうのではないかと心配しましたが、日本人の皆さんは、全員マスクをするなど、感染予防の対策をしっかりと行った結果、今では一日の感染者数は、埼玉県では1桁、東京でも30人前後と落ち着きを見せており、今年の暮れやお正月はいくらか安心感が出てきているのではないかなと思います。ただ、海外では新しいオミクロンという変異株が出てきて急速な拡大をしています。この正月は8割くらいの人移動があると言われておりますので、この移動の中で、海外からの持ち込み等が無ければそれほど増えないとは思いますが、このまま感染拡大に繋がらずに、来年にはコロナが落ち着いて、今まで通りの行動や生活ができる事を期待しております。本日、提案された議案の慎重審議をされます事をお願いして、会長の挨拶とさせて頂きます。大変ありがとうございました。

事務局長 ありがとうございました。それでは総会を始めさせて頂きたいと思います。滑川町農業委員会会議規則第4条で「会長は、会議の議長となり議事を整理する」とございます。北堀会長に議長をお願いして進めたいと存じますので、宜しくお願い致します。

議 長 はい。滑川町農業委員会会議規則によりまして、議長を務めさ

せて頂きます。只今の出席委員は、14名中14名であります。滑川町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達しております。令和3年滑川町農業委員会第12回総会は成立を致しました。これより開会致します。なお、本日の総会に農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日出席の農地利用最適化推進委員は、9名中9名でございます。質疑がある場合は、挙手、許可を得て、農業委員は議席番号、氏名を名乗ってから、農地利用最適化推進委員は担当地区、氏名を名乗ってから発言をお願いします。

議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。滑川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させて頂くことにご異議ございませんか。
(委員より、異議なしの声あり)

議 長 異議なしの声がありました。それでは、本日の議事録署名委員は、議席番号7番の贅田委員さん、議席番号8番の西澤委員さんをお願い致します。なお、会議書記は事務局の鯨井主任をお願い致します。以上で日程第1を終わります。

○議案審議

議 長 日程第2、議案第60号「農地法第3条について」を、議題と致します。それでは、事務局より説明をお願い致します。

事務局 はい。事務局より、議案第60号「農地法第3条(委員会)について」をご説明いたします。今月の申請件数は1件、386㎡になります。それでは整理番号1を説明、朗読させて頂きますので、議案書の1頁、図面は議案第60号資料1と記載されているものをお手元にご用意ください。それではご説明致します。番号1、申請地は、比企郡滑川町大字○○○字○○○×××番×××、畑、農振農用地、386㎡になります。譲渡人は、東京都○○○×××番×××号、□□□様です。譲受人は、比企郡滑川町大字○○○×

××番地×××、□□□様です。申請者の町内の経営規模については、議案書記載のとおりです。申請理由ですが、経営規模拡大のため、売買により農地の所有権を取得したいというものになります。農地法第3条に関しては、農業委員会で許可をすることになりますが、審査基準としまして同法3条2項に該当した場合、法的に許可をしてはならないことになります。それは、経営状況調査等をもとに判断する事になります。ご審議のほど宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございました。この件につきまして現地調査報告を班長さん、担当委員さん、及び、担当地区の推進委員さんよりお願い致します。

5 番 はい。1班、班長の5番、高柳です。現地調査報告をさせていただきます。12月18日、土曜日、午前8時30分より、農業委員4名、推進委員3名の計7名で現地調査を行いました。担当地区ですので、引き続き説明致します。この申請は農地法第3条の許可申請になりますが、本件は経営面積が4,000㎡未満の農業者が農地を取得して営農規模を拡大したいという事です。事務局からも説明がありましたが、申請書の内容に基づいて説明を致します。当事者の氏名ですが、譲渡人は、□□□さん。74歳、無職、住所は東京都○○○×××番×××号です。譲受人は、□□□さん。62歳、会社員、住所は滑川町○○○×××番地×××です。売買という事ですので対価等も記載されております。申請者の所有農地ですが、田957㎡、畑197㎡で、自作地以外の農地はありません。権利取得後の作付予定面積は、水稻957㎡、果樹野菜583㎡となっております。農機具の所有状況ですが草刈機2台で、現時点では大型農業機械は所有しておりません。農作業に従事する労働力は、本人と同居の娘で家事手伝いをしている□□□さん、主に繁忙期の作業補助となっておりますが2名となっております。農業に従事する日数は160日です。申請地までの距離と時間ですが、自宅から近く20mぐらいで、徒歩1分程度です。権利取得後の農地合計面積は1,540㎡です。周辺地域との関係ですが、今回取得しよう

とする農地には果樹野菜等を栽培する予定で、対象地の東側及び西側に隣接する土地は、申請者本人の所有地であり、特段の影響はございません。また南側には農業用水路を挟んで水耕田がありますが、こちらにも影響はございません。地域の農地利用の取決めや、利用調整についても積極的に協力致します。更に、農薬の利用についても周辺農地利用に影響がない様、十分に注意して参りますという事です。それでは、理由書がありますので朗読します。農地法第3条に基づく許可申請に係る理由書。比企郡滑川町大字〇〇〇×××番地×××、申請者、□□□。標記について、□□□が後記の農地を売買により取得する事について上申致します。今回取得しようとする農地は私の自宅の土地の西側隣接地である事に加えて、当該農地の東側隣接地の農地は私が所有しており、このことから当該農地を取得できれば、583 m²となる事に加え、自宅方面から農地への出入りが非常に容易となり、農地の一体的な利用・管理が出来る様になる為、農業に従事する環境を飛躍的に向上させる事ができます。なお、今回取得の土地を含む583 m²については、イチジク等の果樹や野菜の栽培を行う計画です。現在の地形では農機具を農地に搬入する事が難しい状況にあります。また、今回の取得土地を含めても私の所有する農地は1,540 m²と本来の基準となる40aを満たす事はできませんが、元々農家である事から農業を維持して行きたいと考えておりますので、承認を賜ります様お願い申し上げます。今回の申請対象となる土地、滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、地目、畑、地積386 m²、所有者、東京都〇〇〇丁目×××番×××号×××、□□□様でございます。添付されている土地登記簿謄本より、□□□さんは、平成11年11月19日に今回の申請地を相続したとなっております。私も現地を確認しましたが、申請地の西側が譲受人の自宅、東側が譲受人の畑となっております。申請地はその間になります。申し遅れましたが、申請地の場所は、役場から〇〇〇して〇〇〇をまた〇〇〇し、〇〇〇を〇〇〇し、〇〇〇方面に1kmぐらい行き、〇〇〇をまた〇〇〇し、〇〇〇方面に100mぐらい行き〇〇

○し、50mぐらい行ったところが、申請者の自宅で、その隣が申請地です。委任状も添付されております。それから本人申告の農業経営状況ですが、田 780 m²が水稻、畑 197 m²が野菜等、田 177 m²が水稻となっており、現地を確認致しました。私の方からの意見ですが、先程も申し上げましたが、申請地周りの土地の状況ですが、申請地西側が申請者の自宅で東側が自作地です。この自作地は石垣の所に人が通れる程度のスロープがありますが、農業用の機械の侵入は困難です。これが一体利用できる事によって今後農機利用した管理も容易になると思います。取得農地を含めても下限要件に満たしません、親の代から農家を維持してきた実績のある方です。申請者の親は農業用の機械を所有していなかった、機械作業は近所の人に委託していた様です。申請者は、今年親が無くなったことで本格的に農地の管理を引き継いだばかりですが、現在 62 歳で定年後の事を考え、イチジクや野菜栽培など農業に意欲的です。こういう人に経営規模拡大をして頂き、今後の地域の農業の担い手になって頂いた方が良いのではないかと思います。それから譲渡人ついてですが、東京都〇〇〇在住で、実家の農地を相続で取得したものの、自分では管理できず、実家の兄に管理をお願いしていたようです。しかし実家の兄も高齢の為、これ以上の管理ができない状況となり、どうしたらよいか困ってしまい、できれば近所の人に農地を有効活用して頂きたいと考えていたとのことです。こうした事から譲渡人と譲受人がマッチングした件ですので、私も妥当と考えています。説明は以上になりますが、ご審議の程、宜しくお願い致します。

議 長 はい。ありがとうございます。他に。

推進委員 はい。〇〇〇区担当、推進委員の□□□です。18日、8時30分から調査をしました。本人とも話しましたが、イチジク栽培をしたいとの事で、やる気もあり、農地の管理もしっかりされていて、特に問題は無いかと思います。審議の程、宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございます。他には。只今、班長さん、担当委員さん、及び担当地区の推進委員さんから、詳細な説明を頂

きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。

- 5 番 はい。5番、高柳です。只今、現地調査報告もしましたが、事務局に質問します。滑川町の農地取得の下限要件は4,000㎡以上ですが、下限要件の例外というものがあるそうですが、例外について説明して頂けますか。

事務局 はい。事務局の方から、下限面積の例外について説明させていただきますと思います。今回の譲受人につきましては、農地の取得に関する下限面積4,000㎡を下回っております。その為、通常の審査基準であると、この方は農地を新たに取得する事は出来ないという考え方になりますが、その中に例外規定がございます。簡単に読み上げますと、「農地の位置、面積、形状から見て隣接の農地と一体的に利用しなければ、利用する事が出来ない農地の場合、例外として、下限面積に満たなくても、隣の農地を耕作している人がこの農地の権利を取得する事ができる」と解されております。そうしますと、今回の土地利用計画図と言いますか、公図を見て頂くと一番わかりやすいと思いますが、申請者のご自宅が、××番×××という土地にございまして、申請者の耕作している土地が、××番×××という所にございます。今回の申請地は譲受人の自宅と、その自作地となっている農地の間、この××番×××という真ん中の土地が今回の申請地となっております。その点から、今回の位置、面積、形状を見ますと、高柳委員さんからお話がありました様に、この土地の南側は水路を挟んで田んぼとなっており、水稻が行われており、畑と田による一体的は難しいという状況が見受けられると思います。北側に関しては、道路がありますが、これも先程、ご説明があった様に、石垣等で組まれている細目の道路という事で農業機械等の侵入が難しいという実態があるというお話でした。申請地を有効活用する為には隣接農地所有者、耕作者が一体利用をしない限り利用が困難なのは、と推測されます。そうしますと例外規定の考え方で、この隣接する農地の所有者の方がこの農地を必要性、妥当性が示されて

いると判断できるのであれば、こちらの例外規定に該当するものと考えております。宜しくお願いします。

議長 はい。ありがとうございました。只今、高柳委員さんからの質問に対し、事務局から滑川町の下限面積に対する例外適用に関する見解について説明がありました。他に何かございますか。それでは無いようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。議案第 60 号番号 1 について、申請の通り許可することに賛成の方、挙手をお願い致します。

(委員全員の挙手あり)

議長 全員賛成ですので、議案第 60 号番号 1 について例外規定により許可する事に決定致しました。それでは、議案第 60 号番号 1 を終ります。

議長 日程第 3、議案第 61 号番号 1 「農地法第 5 条について」を議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

事務局 はい。事務局より議案第 61 号「農地法第 5 条(知事)について」をご説明致します。今月の申請件数は 1 件、367 m²の転用申請が審査対象となります。番号 1 を説明、朗読させていただきます。議案書は 2 頁、図面は議案第 61 号資料 1 から 4 と記載されているものをご確認下さい。それでは説明致します。番号 1、申請地は、比企郡滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農振地域内の農地、367 m²になります。農地の区分は、10ha 以上の一団の連たん農地であるため、第 1 種農地と判断致します。第 1 種農地は原則不許可ですが、本件は所有者と親族関係を有する者が専用住宅を建築する目的で、集落に接続する形で計画されるものであるため、例外規定の地域の農業の振興に資する施設と判断し、申請を受けております。申請人ですが譲渡人は、比企郡滑川町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人は、嵐山町〇〇〇×××番地×××〇〇〇、□□□、□□□様です。申請事由ですが、使用貸借権 20 年を設定し、専用住宅 1 棟を建築する為、転用したいというものです。なお、本申請地は、以前に農振農用

地、青地の農地でしたが、平成 28 年 4 月に区域除外がされています。当時の建築予定者と今回の建築予定者は異なりますが、それに伴う変更手続きが完了していることをご報告致します。ご審議のほど宜しくお願い致します。

議 長 はい。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん、担当地区の推進委員さんよりお願い致します。

8 番 はい。3 班、班長、8 番の西澤です。12 月 19 日、日曜日、午後 1 時より、農業委員 2 名、推進委員 2 名、合計 4 名で現地調査を行いました。詳細につきましても、私が担当委員ですので引き続きご説明させていただきます。申請地の場所ですが、〇〇〇の集会所から〇〇〇方面に向かい、〇〇〇を過ぎて 50m 程行った〇〇〇側になります。こちらに理由書がありますので、読ませて頂きます。現在、私たちは借家に居住しています。子どもの成長と共に手狭になってきた為、以前から計画していた自己用住宅建築を実行することにしました。建築する土地の選定をしたところ、祖父である□□□が所有している農地を借り受けられる話を聞き、承諾を得られた為、自己用住宅の建築を実行する事にしました。申請地を選定した理由として、妻の実家、滑川町大字〇〇〇が近く、お互いに協力し合える事や、子どもや友人などと交流する為のスペースや、将来、子どもが車を所有した際も、駐車場を増設可能である点などをふまえ選定致しました。現在、私達には他に建築できる土地、建物はありません。何卒、許可して頂きます様、宜しくお願いします。以上が理由書になります。申請書に、建築計画書、排水対策、隣地の承諾書が添付されております。排水は集落排水に接続、雨水は敷内処理となっております。隣地の承諾については、〇〇〇×××番×××という非常に狭い雑種地がありますが、それを挟んだ〇〇〇×××番×××という土地、こちらの地主さんにも同意を頂いているという事であります。こちらにつきましても、泥や水が流れ出さない様に対応して下さいという事で、こちらに土地利用計画図にもマウントアップという処理がされているかと思えます。周辺に被害が生じた場合、□□□氏が

責任を持って対処頂ける事となっております。資金計画書、戸籍謄本は事務局で確認しているとの事です。調査の結果、この転用申請はやむを得ないものと考えられます。審議の程、宜しくお願い致します。

議長 はい。ありがとうございました。他には。

推進委員 はい。〇〇〇地区推進委員、□□□です。周辺農地については、耕作農地が広がっており、住宅建築は注意すべきと考えますが、隣地は農地と道路及び雑種地であり、周辺の農地に与える影響はほとんどないと考えられます。本申請に関する意見は以上となります。ご審議の程、宜しくお願い致します。

議長 はい。ありがとうございました。他には。只今、班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。それでは無いようですので、申請の通り許可相当とすることに賛成の方、挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議長 全員賛成ですので、議案第 61 号番号 1 については許可相当と決定し、埼玉県知事に意見を送付致します。日程第 3、議案第 61 号は以上になります。

議長 日程第 4、議案第 62 号「買受適格証明について」を議題といたします。事務局より説明をお願い致します。

事務局 はい。事務局より、議案第 62 号「買受適格証明(知事)について」をご説明致します。今月の申請案件は 1 件、427 m²が審査の対象となります。ケースがあまり無い事なので、内容について一通り説明をさせて頂き、そのあと注意事項の説明をさせて頂きます。また、委員さんから現地調査報告を頂いた後に、先程、最新の情報が少し入ってきたので、その説明もさせて頂きたいと考えておりますので宜しく申し上げます。それでは、番号 1 の説明、朗読をさせて頂きます。議案書は 3 頁、図面は議案第 62 号の資料

1 から 2 と、参考資料と記載されているものをご用意ください。それでは説明させていただきます。議案第 62 号、番号 1、申請地は比企郡滑川町大字〇〇〇×××番×××、登記地目は畑、現況は宅地、農振地域外の農地、427 m²になります。農地の区分は、10ha 未満の農業公共投資を行っていない小集団農地であるため、第 2 種農地と判断致します。申請人ですが、東松山市〇〇〇×××番×××号、株式会社□□□、代表取締役、□□□様です。申請事由ですが、競売により農地を買い受ける為、計画内容を含め要件を確認し、証明をして頂きたいというものです。この買受適格証明につきましては、今回、最高価格買受申出人となった場合は、建売専用住宅 3 棟を建築するという計画の内容となっております。この買受適格証明という申請内容と、その審議方法について、簡単に説明させていただきます。通常農地を取得する場合、農地として利用するのであれば農地法第 3 条、農地を転用する場合であれば農地法第 5 条の手続きを経て、所有権の取得をしますが、その場合、3 条であれば、譲受人が全部効率利用要件などの取得の要件を満たしているかどうか。5 条であれば、転用の目的がしっかりしているかどうか、立地基準の確認や実現性及び必要性などの審査が発生し、農業委員会はそれを今月の案件のように審査し、許可等の可否を決定しています。買受適格証明とは、民事執行法に基づく競売によって、ある人が持っている農地を、別の第三者が入札を申し出る場合、農地法によって発生する審査要件を満たすかどうかを確認する為の証明となります。競売によって取得した農地であっても農地法の手続き無しでその後の権利移動ができない為、競売をする時にあたって、条件として農地法の手続きを満たせるかどうかというものを事前に確認を頂きたいというのが適格証明の内容となっております。今回のケースの場合、更に特殊なケースでありまして、競売対象となっている農地の部分に、手続きを得ていない違反建築物があり、土地の所有者本人は民事執行を受けている為、本人による是正は見込めないと判断されている事から、この土地を買受けた方が責任をもって是正した

上で手続きを進めるという内容になっております。この後、現地調査をして頂いた委員さんに報告をして頂きまして、その後、再度、事務局から最終補足説明をさせて頂きたいと思っております。宜しくお願い致します。

議 長 はい。ありがとうございました。この件につきまして現地調査報告を、班長さん、担当委員さん、及び担当地区の推進委員さんよりお願い致します。

4 班 はい。4班班長、1番の神田です。12月18日、土曜日、朝8時より、農業委員4名、推進委員2名、計6名にて現地調査を実施致しました。詳細につきましては担当委員であります金井さんにご報告をお願い致します。

13 番 はい。4班、13番の金井です。農地法第5条の証明願いについての現地調査報告を致します。申請場所につきましては、〇〇〇から〇〇〇に向かい、〇〇〇を越えた所の〇〇〇側になります。申請者は競売物件で実施前の為、入札希望者の代表的の方となります。申請内容としては、対象の土地が、現状は畑としての農地の為、取得後に宅地として転用する事が可能かどうかを確認しておきたいとのことです。本案件は、初めての案件であり、本来は取得後に申請するものと考えられますが、農地法第5条の許可が得られる見込みを確認したいとのことで、取得後の建売分譲計画書類を含めての申請がされております。調査した結果、対象地は〇〇〇の北側にある畑で、北側は既存の宅地です。東側は、本年1月に許可し分譲住宅として転用許可されています。西側は同じく競売物件となっている宅地です。また、南側は工場敷地となっています。申請地自体は、柑橘系を含む樹木が植えられている他、一部には物置の様な建物が建っておりました。申請者の計画書類に、取得後は建物については是正処置を行う条件で、正式な申請をするとなっています。添付書類として、申請会社の履歴と定款、土地利用計画図、資金調達計画書、工事見積書などの書類があります。審議のほど、宜しくお願い致します。

議 長 はい。ありがとうございました。他に。

推進委員 はい。〇〇〇地区担当の推進委員、□□□でございます。本申請地は、西側は宅地、東側は宅地造成中、北側は分譲住宅が建っていて、南側は〇〇〇にある〇〇〇となっております。この土地の登記簿上は畑ですが、実情は宅地と一体として利用されておりました。この申請地の北側の一部には先程、事務局と担当委員からも説明がされておりましたが、物置らしきものが建っております。付近には農地、畑が点在している所ですが、この様な状況から見て、周辺農地への影響は、現在の所ほとんどないと思われまます。このことから、今回の申請について、特に問題はないと思われまます。本申請に関する意見は以上です。

議長 はい。ありがとうございました。他には。只今、班長さん、担当委員さん、および担当地区の推進委員さんから、詳細な説明をいただきましたが、更に、事務局より説明をしたいという事ですので宜しくお願い致します。

事務局 はい。事務局の方で、もう一度説明を入れさせていただきます。理由としましては、今回この申請を受けまして、委員さんに現地調査をして頂きましたが、今朝、担当委員さんより、この競売情報は、もう取下されているのではないかというお話を頂きました。私の方でもすぐにホームページ等で確認させて頂いた所、申請されている競売状況のホームページ掲載が停止しておりました。その内容については競売取下と書かれておりましたが、今の所、申請者からの申請取下の連絡もなく、事実確認がまだできておりません。もし本当に、この競売物件が取下となっている場合、今回、この審議自体が意味の無いものになってしまいますが、申請者からの取下の申出がない状態である以上、農業委員会の総会としては、こちらで勝手に審議を取り止めるわけにもいかない為、今回の審議につきましては、申請地について競売が行われる場合、申請内容を相当とするのかという審議と、申請の競売が取下の場合、この証明について許可できないため申請者に取下を依頼するという形で処理することとして、ご審議をお願いしたいと思います。宜しくお願い致します。

議 長 はい。ありがとうございました。今回の審議は、只今の事務局からの説明の通りでお願いしたいと思いますが、この件についてご意見・ご質問がございましたら挙手をお願い致します。宜しいですか。それでは無い様ですので、この件につきまして先ほど事務局の説明内容で進めることについて賛成の方、挙手をお願い致します。

(委員全員の挙手あり)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 62 号、番号 1 については事務局の説明通り、状況整理の上で許可相当若しくは申請取下の依頼をする事に決定致しました。日程第 4 議案第 62 号、番号 1 は以上になります。

議 長 暫時休憩致します。

(事務局より採決事項の再確認と調査結果の連絡方法を説明)

議 長 それでは再開致します。続きまして日程第 5、議案第 63 号「農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について」を議題と致します。本議案につきましては、1 名の委員が計画に関係しております。農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項に規定に「議事参与の制限」がございますので、事務局から議案内容の全体説明をして頂き、その後、該当委員にご退席頂き審議を行いたいと思います。そのような審議の方法で皆様、宜しいでしょうか。

(委員より異議なしの声あり)

議 長 それではそのような形で進めさせていただきます。事務局より、説明をお願いします。

事務局 事務局より、議案第 63 号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について(利用権設定)」をご説明いたします。議案書の 4 頁、議案第 63 号資料をご用意ください。63 号資料の表紙を 1 枚めくってください。今回は 4 筆 5,241 m²が対象となります。内訳につきましては、9 年の使用貸借、こちらが 2 筆、2,219 m²。10 年の賃借、2 筆、3,022 m²となっております。詳細につきましては、もう一枚めくって頂いた頁以降の調書に、借り手、貸

し手、土地の所在等をまとめております。整理番号の頭番が同じ数字になっているものは、同一申請書に記載されたものです。なお、今回の審議に当り、議事参与制限に係る委員の方がいらっしゃいます。先ほど会長からご確認頂いた様に、該当委員にはお手数ですがご退席を頂きまして各審議をお願いしたいと思います。本計画において、町農政部局より農業経営基盤強化促進法第 18 条の各要件を満たしていることを確認している旨の報告も受けております。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 はい。ありがとうございました。事務局より説明が終わりました。まずは、整理番号 291 番の審議を行います。この件につきまして、ご意見・ご質問がありましたら挙手をお願い致します。宜しいですか。それでは無い様ですのでこの件につきまして、計画案を承認する事に賛成の方、挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、この件につきましては、計画通り承認する事に決定致しました。

議 長 続きまして、整理番号 292 番の審議を行いますが、該当委員さんは退席をお願いします。

(□□□委員、退席)

議 長 それでは整理番号 292 番について、ご意見・ご質問がございましたら挙手をお願いします。宜しいですか。無い様ですので、この件につきまして、計画の通り承認する事に賛成の方、挙手をお願いします。

(退席委員を除く、委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、この件については、計画通り承認する事に決定致しました。事務局は退席委員の復席をお願いします。

(□□□委員復席)

議 長 整理番号 292 番についても承認となりました。議案第 63 号については全て計画通り承認する事に決定致しました。日程 5 は以上になります。

議長 日程第6、議案第64号「滑川町農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題と致します。それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第64号「滑川町農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」をご説明致します。議案書の5頁及び議案第64号資料をお手元にご用意下さい。制度の詳細及び案件の説明については、産業振興課の農林商工担当が行いますので、宜しくお願い致します。

農林商工担当 はい。産業振興課、農林商工担当の吉野と申します。どうぞ宜しくお願い致します。内容と致しまして、議案第64号、滑川町農業振興地域整備計画の変更に対する意見につきまして、第64号の資料に基づき、説明をさせていただきます。皆様、既にご存じの通り、農業振興地域の変更、いわゆる、除外と言われるものでございます。除外とは何かと申しますと、農業振興地域整備計画の中にある、滑川町の将来にわたって残していかなければならない最も重要な農地であるということで解釈をしております。そこを農地以外のものにしたいという申請がございまして、今回1件の事案が出てきております。なぜ、農業委員会の皆様に、お話をするのかと申しますと、先程ありました通り、委員会の同意を頂きたく、この席に説明に参った次第でございます。それでは、早速でございますが事案番号1につきまして、所在地、地目、面積等を説明させていただきますので、宜しくお願い致します。まず、所在地でございますが、滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番でございます。地目につきましては、登記簿、現況とも畑でございます。面積につきましては、395 m²。所在の目的につきましては、分家住宅を新規に計画したいというお話でございます。事業計画者につきましては、□□□さんでございます。そちらに書いてございませぬ、必要性・適当性・非代替性、農業利用への支障、この辺りにつきましては、まず要件を満たしているということで確認ができてございます。農業に対する支障は無いと産業振興課の方では考えてございます。一枚めくって頂きまして、場所の方でございま

すが、〇〇〇を北、〇〇〇方面に進み、〇〇〇がある交差点、信号を〇〇〇し、町道×××号線を〇〇〇、〇〇〇方面に進み、1つ目の交差点、信号の手前を〇〇〇し、町道×××号線を100mほど南に進んだ〇〇〇の土地が申請の場所になっております。こちらの方に新しく分家住宅を建設したいという申請が出てございます。説明につきましては以上でございます。どうぞ宜しくお願い致します。

議長 はい。どうもありがとうございました。只今、担当の吉野主幹より、詳細の説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見、ご質問がございましたら挙手をお願い致します。

事務局 はい。事務局からいいですか。

議長 はい、どうぞ。

事務局 すみません。事前に農林商工担当との調整の中で話があった件について、農林商工担当からご意見を頂きたいと思ひまして質問をさせて頂きたいのですが、周辺農地の利用として影響があるのではないかという事で、多分、他の担当からも色々お話があったかと思ひます。その中で、特に水路の関係について今回、施工上、問題はないのか、注意点はないのかについてお話があったかと思ひますが、その部分について、代理人から回答を頂いている様であればご説明の方、宜しくお願い致します。

農林商工担当 はい。それでは、今のお話につきまして、ご回答を申し上げます。丁度、申請地の北側が水路になっておりまして、こちらの方の関係で、農地に関する支障が生じないのか確認頂きたいということ事を代理の方にお話しをさせて頂き、土地利用計画図を訂正して頂きました。その中に、申請地を転用する事により、水路の方に被害が生じない様充分注意をする、また、万が一被害が生じた場合は、速やかに対処するという事の注記を入れてもらいました。このように代理人にも周辺農地へ配慮を十分理解頂くこと、その対応についてもお約束頂くという事を、農林商工担当からも指導させて頂きました。また開発を進めるにあたっては、十分、担当の方

と協議して頂く様に、指導の方もさせて頂いている所でございます。以上でございます。宜しくお願い致します。

議 長 はい。ありがとうございました。他にはございますか。

10 番 はい。

議 長 はい、どうぞ。

10 番 10番、金子です。この用悪水路というのは、用水ですか。排水ですか。

農林商工担当 はい。今の用水路か、排水路かについて私の方で即答できなくて申し訳ないのですが。

10 番 いや、用水路であれば合併浄化槽の水であっても水田に引き込む水になるわけだから気にしなければならないだろうし、排水路であれば施工で問題が無いようにしてもらえればいいと思うので、確認したかったのですが。

8 番 はい。

議 長 はい。西澤委員。

8 番 8番の西澤です。担当地区ですのでご説明させて頂きます。先程ご質問、北側の水路、こちらは排水路になっております。今の説明に無かったのですが、西側が用水路として利用されております。以上になります。

事務局長 はい。

議 長 はい、事務局長。どうぞ。

事務局長 すみません、事務局と言いながら、産業振興課長でもありますので、お話をさせて頂きます。まず皆さんのお持ちの総会資料、こちらの最後の頁の図面をご覧下さい。この地番×××と記載がある箇所が、先程お話されている北側の水路になります。こちらの方から〇〇〇川、図面右上となる東の方に向かって流れていくのですが、もう一つ前の頁もご覧ください。この着色されている箇所、これが排水になって〇〇〇川に落ちていく、大きな排水路になっています。西澤委員が先程お話されている用水路部分は、もう一度、公図の方をご覧頂いて、こちらの図でいうと×××番×××という部分、これが先程、西澤さんが言われた用水路という

事で利用されております。ですので、排水路と用水路が分かれています。滑川〇〇〇土地改良事業として圃場整備をやった所ですので、排水路と用水路が分かれています。補足になりましたが、一応そういう事でご了解頂ければと思います。

10 番 よくわかりました。

議 長 はい。他には。それでは、無い様ですので申請内容について、承認する事に賛成の方、挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第 64 号については、申請内容を承認し、農業委員会として「異議なし」と滑川町長に意見を報告致します。議案第 64 号の審議を終ります。日程第 6 は以上になります。

議 長 本日の総会に付議された議案は全て終了致しました。それでは、閉会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(委員より異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。滑川町農業委員会第 12 回総会は閉会する事に決定致しました。ご協力をありがとうございました。

事務局長 はい、北堀会長議事進行お疲れ様でございました。委員の皆様におかれましても慎重審議をありがとうございました。それでは、総会の方を終了させて頂きます。神田職務代理より閉会のご挨拶の方をお願い致します。

職務代理 年末のお忙しい中、ご出席頂き、慎重審議をありがとうございました。これを持ちまして令和 3 年第 12 回総会を閉会致します。どうぞ良いお年をお迎え下さい。

会 長 どうも大変ありがとうございました。

本会議の顛末を記載し、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

令和4年1月25日

議 長 北 堀 高 茂

署名委員 贄 田 基 司

署名委員 西 澤 泉